

富環総発第150号
平成27年6月12日

静岡県知事
川勝平太様

富士市長 小長井義正



富士製紙協同組合焼却施設4号機設置事業に係る
環境影響評価準備書に関する意見について（回答）

平成27年5月21日付け環生第76号にて照会のありました標記の件について、別紙のとおり
回答いたします。

担当：環境総務課
環境政策担当
齊藤
電話番号：0545-55-2901



別 紙

富士製紙協同組合焼却施設4号機設置事業に係る環境影響評価準備書に関する意見

事業計画の概要

- 1 ページ1-2において、排ガス量、搬入車両、発電設備能力が方法書より増加しているため、理由を示すこと。
- 2 ページ1-3において、測定時期がH26のみ異なっている。「3月・5月・9月」とした理由を示すこと。

事業実施区域及びその周辺の概況

- 3 ページ2-21において、方法書では現地調査について掲載しているが、準備書では未記載である。現地調査は、実施しなかったのか。実施しなかったのであれば、理由を示すこと。
- 4 ページ2-27において、モリアオガエルは森林を生息域とするため、周辺に水辺が存在しない事業実施位置が生息環境に「適していない」と表記されているが、一概に「適していない」と言えるのか。「適していない」とする場合、理由を明確に示すこと。
- 5 ページ2-40において、「事業実施位置周辺は山林であり、経営耕地等は存在しない。」と記載されているが、周辺の範囲をページ2-1で記載されているとおり、半径約1.0kmの範囲内とするのであれば、その範囲には農地及び養鶏農家が存在しているため、農地及び養鶏農家に対する影響を考慮した調査、予測及び評価が必要である。

環境影響評価項目の選定

- 6 ページ4-1において、最大着地濃度出現地点の算出根拠を示すこと。

環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価

- 7 ページ5-1-2において、ページ4-1の最大着地濃度出現距離900mと異なり、約600m～650mとなっている。約600m～650mを採用した理由を示すこと。
- 8 ページ5-1-11以降について、富士市の環境のデータが平成25年度のものでなく平成24年度のデータを採用した理由を示すこと。
- 9 ページ5-1-38において、車両の排気ガス由来の粉じんについてのみではなく、もえがら積込み時や、車両の巻上げ粉じんについても調査、予測及び評価が必要である。

- 10 ページ5-1-42の表5-1-24において、排出ガス濃度のはいじんと窒素酸化物の値が富士市の指導方針と異なる値であるため、最終的に富士市の指導方針値を遵守した施設にするべきであると考える。
- 11 ページ5-2-4および5-4-3現地調査地点が、方法書と異なっている。変更するのであれば、その理由を示すこと。
- 12 ページ5-2-4の図5-2-1において、騒音の現地調査地点が、実施計画書で示されていた調査地点から変更されているため、その理由を示すこと。
- 13 ページ5-4-5の表5-4-4において、平成23年に富士市に提出された周辺最大建物高さ等のデータと差異があるが、施設の変更や新設があったのか理由を示すこと。
- 14 ページ5-4-6および7-20において、最大着地濃度地点の算出根拠を示すこと。
- 15 ページ5-7-4および7-26において、エビネが、事業実施地域から100m以上離れていることで影響がないとする根拠を示すこと。
- 16 ページ5-10-1の表5-10-1において、連続燃焼式焼却施設の排出係数を示しているが、産業廃棄物の焼却の汚泥の排出係数ではないか確認すること。産業廃棄物の焼却の汚泥の排出係数の場合、次ページの表5-10-4の排出量の値も変更となるので、修正すること。また、電気の使用のCO₂排出係数について、平成21年度の係数を示しているが、最新の数値を示すこと。
- 17 ページ5-10-2において、計画施設は、発電を行うことから、電気使用量及びCO₂排出量がマイナスとなっているが、計画施設単体での電気使用量と発電量をそれぞれ記載すること。
- 18 ページ5-10-3において、PSの排出量の削減は、主体の組合ができるのか。また、排出量の削減が水質を悪化させないか示すこと。

事後調査計画等

- 19 ページ6-3の表6-1-4において、大気質の予測・評価は行っているが、事後調査は実施しないのか。実施しないのであれば、理由を示すこと。